

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に係る特定施設

(条例施行規則第4条別表第3)

イ	金属加工機械	
	1 圧延機械	
	2 ベンディングマシン	ロール式のものに限る。
	3 せん断機	原動機を用いるものに限る。
	4 ブラスト	
	5 高速切断機及びプラズマ切断機	
	6 研磨機	工具用研磨機及び板金作業で使用する研磨機を除く。 垂鉛版研磨機以外は、2台以上であること。
ロ	クーリングタワー	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
ハ	ドラム缶洗浄機	原動機を用いるものに限る。
ニ	ロータリーキルン	
ホ	重油バーナー	重油の使用量が1時間50ℓ以上のものに限る。
ヘ	電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上のものに限る。

※鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山にかかる特定施設は除く。

※電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物は除く。

※ガス事業法第2条第12項に規定するガス工作物は除く。

※騒音規制法に係る届出をした特定工場等に設置される施設は除く。